

酒田市人事行政の運営等の状況の公表について

平成20年度における本市の人事行政の運営等の状況について、「酒田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、次のとおり公表します。

本公表は、酒田市人事行政の透明性を高め、その公正性の一層の確保を図るため、本市における職員の任用や給与、勤務条件、厚生福利などを市民の皆様に公表するものです。

平成21年12月16日

酒 田 市 長 阿 部 寿 一

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 平成20年度採用者数

(単位：人)

区 分	競争試験による採用	選考による採用	再任用による採用	計	平成19年度
行 政	5		1	6	7
土 木		2		2	建築 1
医 師		3		3	10
看護師	2			2	10
指導主事		4		4	2
教 員		2		2	5
船 員				0	1
合 計	7	11	1	19	36

※ 再任用職員とは、定年退職等で退職した後に再び採用された職員のことです。

(2) 平成20年度実施の職員採用競争試験の状況

(単位：人)

区 分	受験者数	合格者数	倍率	平成19年度の倍率
行政 (大学卒業程度)	61	3	20.3	18.3
土木 (大学卒業程度)	15	2	7.5	採用なし
行政 (高校卒業程度)	22	1	22.0	15.0
土木 (高校卒業程度)	5	1	5.0	採用なし
保健師	13	2	6.5	10.0
看護師	2	1	2.0	1.7
合 計	118	10		

※ 試験区分は、年度により異なります。

(3) 平成20年度職種別事由別退職者数

(単位：人)

職 種	定年退職	勸奨退職	その他					計	平成19年度
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職		
行 政	9	4	5				1	19	16
土 木	3	1						4	4
建 築								0	1
保 健 師		1						1	1
保 育 士	4							4	6
医 師			2					2	9
医療技術職								0	4
看 護 師		1						1	26
指導主事			2					2	4
教 員			9					9	13
船 員						2		2	2
企 業								0	1
技能労務職	6	1						7	9
消 防							1	1	4
合 計	22	8	18	0	0	2	2	52	100

※ 企業とは、地方公営企業職員（水道局職員）のことです。

※ 消防とは、本市から酒田地区消防組合に派遣していた職員の退職者数です。

(4) 部門別職員数

(単位：人)

区 分		職 員 数 の 推 移						増減理由
		平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平20と平21の増減	
一般行政部門	議 会	9	9	9	9	15	0	
	総 務	195	183	195	201	207	12	地域づくり関係業務を教育部門から移管
	税 務	64	63	63	65	66	1	育児休業者復帰
	農林水産	56	57	56	56	58	△ 1	支所業務を本庁へ集約
	商 工	31	31	33	32	28	0	
	土 木	79	74	74	73	74	5	農村公園と都市公園の一括管理等
	民 生	184	190	194	202	187	△ 6	支所業務を本庁へ集約
	衛 生	75	79	52	54	71	△ 4	事務の民間委託
	小 計	693	686	676	692	706	7	
特別行政部門	教 育	177	216	231	237	234	△ 39	地区公民館のコミセン化等
公営企業等 計部門	病 院	40	39	379	380	382	1	看護師補充
	水 道	61	62	64	69	70	△ 1	欠員不補充
	交 通	10	11	10	11	10	△ 1	欠員不補充
	下 水 道	31	31	37	37	32	0	
	そ の 他	37	37	40	38	43	0	
		小 計	179	180	530	535	537	△ 1
合 計		1,049	1,082	1,437	1,464	1,477	△ 33	

※ 職員数は、地方公務員定員管理調査に基づくもので各年度4月1日現在の人数となっており、平成17年度は、合併前の旧1市3町の単純合計となっています（教育長を含む）。

(5) 職種別職員数

(単位：人)

職 種	平成21年度	平成20年度	平20と平21の増減
行 政	592	605	△ 13
技術（土木・建築等）	71	74	△ 3
保 育 士	81	85	△ 4
医 師	3	3	0
医療技術	7	7	0
看護師（准看護師含）	28	28	0
保 健 師	28	27	1
栄 養 士	11	11	0
指導主事	10	10	0
教 員	25	34	△ 9
船 員	5	6	△ 1
企 業	59	60	△ 1
技能労務職	128	131	△ 3
合 計	1,048	1,081	△ 33

※ 職員数は、地方公務員定員管理調査に基づくもので各年度4月1日現在の人数を職種別に分類し直したものです（教育長は除く）。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成20年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成21.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成19年度の 人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
113,952	44,639,424	1,128,399	7,657,184	17.1	19.1

※ 人件費には、一般職と特別職の給与、報酬のほか、共済費、退職手当等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (平成21年度普通会計予算)

職員数 (A)	給与費					退職手当	共済費	計
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	1人当たり 給与費(B/A)			
人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
857	3,468,100	430,262	1,362,249	5,260,611	6,138	711,604	1,032,229	7,004,444

※ 平成21年度当初予算に計上された一般職の額です。

※ 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成21年4月1日現在)

区分	酒田市		国家公務員	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
	平均給与月額		平均給与月額	
一般行政職	333,300円	43歳 5月	325,521円	41歳 5月
	355,700円		391,770円	
技能労務職	341,800円	48歳 3月	285,548円	49歳 2月
	361,300円		322,737円	

※ 一般行政職とは、医療職、教育職等の他の給料表の適用者等を除いたもので、各数値については平成21年地方公務員給与実態調査の区分に基づくものです。

国家公務員については、酒田市の一般行政職と同職種である国の行政職俸給表(一)の適用者、酒田市の技能労務職と同職種である国の行政職俸給表(二)の適用者の平均値です(平成21年国家公務員給与等実態調査より)。

※ 平均給与月額は、給料月額に扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、特勤勤務手当、単身赴任手当、寒冷地手当の諸手当を加えて算出しています。

(4) 職員の初任給の状況 (平成21年4月1日現在)

区分	酒田市		国家公務員			
	初任給	採用2年経過後	初任給	採用2年経過後		
一般行政職	大学卒	172,200円	185,800円	I種	185,800円	200,000円
				II種	172,200円	185,800円
				III種	140,100円	149,800円
技能労務職	高校卒	137,200円	146,700円	行政職(二)	137,200円	146,700円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成21年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	253,156円	299,954円	358,975円
	高校卒	216,500円	264,457円	291,800円

※ 経験年数とは、卒業後ただちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成21年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	係長 主任	主査 係長	課長補佐 主査	課長 主幹	部長 支所長	
職員数	人 38	人 66	人 179	人 169	人 72	人 50	人 17	人 591
構成比	% 6.4	% 11.2	% 30.3	% 28.6	% 12.2	% 8.4	% 2.9	% 100.0
平成20年4月1日 構成比	% 7.0	% 13.6	% 28.5	% 27.1	% 12.4	% 8.6	% 2.8	% 100.0

- ※ 級区分は、酒田市一般職の職員の給与に関する条例の区分によるものです。
 ※ 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 ※ 再任用職員は除きます。

(7) 職員手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当の支給割合 (平成21年4月1日現在)

区 分	酒 田 市			国家公務員		
	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期末手当	1.35 月分 (0.75 月分)	1.55 月分 (0.85 月分)	2.90 月分 (1.60 月分)	1.40 月分 (0.75 月分)	1.60 月分 (0.85 月分)	3.00 月分 (1.60 月分)
	0.65 月分 (0.30 月分)	0.70 月分 (0.35 月分)	1.35 月分 (0.65 月分)	0.75 月分 (0.35 月分)	0.75 月分 (0.40 月分)	1.50 月分 (0.75 月分)
計	2.00 月分 (1.05 月分)	2.25 月分 (1.20 月分)	4.25 月分 (2.25 月分)	2.15 月分 (1.10 月分)	2.35 月分 (1.25 月分)	4.50 月分 (2.35 月分)

- ※ () 内は、再任用職員の支給割合です。

(イ) 退職手当の状況 (平成21年4月1日現在)

区 分	酒 田 市		国家公務員		
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
支給率	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	23.50 月分	30.55 月分
	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	33.50 月分	41.34 月分
	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (50歳以上で1年につき2%ずつ加算)		定年前早期退職特例措置 (50歳以上で1年につき2%ずつ加算)		
退職時の特別昇給	なし		なし		
1人当たり平均支給額	23,056 千円				

- ※ 1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した一般職員に支給された平均額です。
 一般職員とは、全職種に係る職員から教育職を除いたものです。

(ウ) 時間外勤務手当の状況 (普通会計決算)

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成20年度	110,460 千円	130 千円
平成19年度	141,249 千円	162 千円

時間外勤務手当の1時間当たりの支給額算出方法

給料月額 × 12 × 支給割合
40時間 × 52週 - 8時間 × 19

- ※ 支給割合
 ①125/100 正規の勤務時間が割り振られた日における時間外勤務
 ②135/100 上記以外の勤務(週休日の勤務時)
 ③150/100 ①における勤務で、その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間に行われる場合
 ④160/100 ②における勤務で、その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間に行われる場合

(エ) その他の手当の状況 (平成21年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国家公務員の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円、一般の扶養親族1人につき 6,500円 (職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円) 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ	—
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 ・借家・借間 限度 27,000円 ・自宅(持家)居住職員 3,000円	異なる	自宅(持家)居住職員 2,500円(新築・購入から5年間)
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ・交通機関等の利用者 6箇月定期券等の価額により一括支給 ただし、1箇月当たり55,000円が支給限度額 ・自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,500円～19,200円)を毎月支給	異なる	自動車等の交通用具使用者の距離区分及び支給限度額(国は5kmごとに設定し(酒田市は2kmごと)、支給限度額24,500円(酒田市は19,200円))
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 職務の級及び職の区分に応じて定額化された額を手当として支給 代表的な職務区分率(行政職) 部長、支所長 66,400円 課長、主幹 41,600円 ※本手当については、酒田市職員の給与の特例に関する条例により、病院長及び医長を除き、平成21年12月31日までの間、10/100を減じて得た額を支給	同じ	—
初任給調整手当	医師のうち採用による欠員補充が困難と認められる職員に支給 採用の日からの期間に応じて、410,900円以内の額	同じ	—
特地勤務手当	飛鳥地区に勤務する職員に支給 {(飛鳥地区に勤務することとなった日の給料+扶養手当)の月額×1/2+現に受ける(給料+扶養手当)の月額×1/2}×16/100	同じ	—
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～午前5時)に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,200円(病院医師20,000円、医師以外の病院職員5,900円) 勤務時間が5時間未満の場合は、2分の1の額	同じ	—
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長 7,500円 課長 4,000円	異なる	一種から五種の区分に応じて支給 6,000円～12,000円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じ月額23,000円～68,000円	同じ	—
地域手当	民間の賃金水準等の高い地域に在勤する職員に支給 東京都特別区に在勤する職員 (給料+管理職手当+扶養手当)の月額×18/100 八幡病院医師 (給料+扶養手当)の月額×14/100 ※割合は、平成22年3月31日までの経過措置期間中のものです。	同じ	—
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において支給地域に在勤する職員に支給(平成21年度は、山形市及び寒河江市が該当) 世帯等の区分に応じ月額7,360円～17,800円	同じ	—

(オ) 特殊勤務手当の状況（平成21年4月1日現在）

手当の種類（手当数）	17		(平成20年度)	17	
職員全体に占める手当支給職員の割合	10.4	%	(平成20年度)	11.7	%
支給実績（平成20年度決算）	4,331	千円	(平成19年度)	4,147	千円
職員1人当たりの平均支給年額（平成20年度決算）	5,156	円	(平成19年度)	4,761	円

※ 支給実績及び職員1人当たりの平均支給年額は、普通会計決算によるものです。

手 当 名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
収納外勤手当	納税課、介護保険課、子育て支援課、建築課、下水道課及び各総合支所市民福祉課職員	市税・介護保険料・保育費用・市営住宅家賃、下水道事業受益者負担金等の外勤徴収	日額 100円
税務手当	納税課職員	税の滞納処分	1件 400円
用地交渉手当	土木課職員	用地の取得及びこれらに伴う補償に関し、現地における特に困難な交渉業務	日額 650円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	福祉課職員	行旅病人又は行旅死亡人の取扱作業	行旅病人 1件 1,300円 行旅死亡人 1件 4,000円
福祉業務手当	福祉課、介護保険課及び子育て支援課職員	健康福祉部等に勤務する現業職員、外勤の医療担当職員及び査察指導員業務	日額 150円
死亡人取扱手当	松林荘職員	養護老人ホーム松林荘の入荘者で死亡した方の取扱作業	1回 1,600円
防疫手当	感染症の防疫作業従事職員	感染症の患者若しくは疑いのある患者の輸送等	日額 450円
家畜等屍体処理手当	環境衛生課及び土木課職員	家畜等屍体の処理作業	小動物 1回 180円 その他 日額 1,500円
医務手当	松山診療所医師	医師業務	月額 475,000円以内
医師特別手当	八幡病院医師	医師業務	月額 175,000円～350,000円
医師研究手当	八幡病院医師	医師業務	医師免許取得後3年以上 月額 180,000円 その他 月額 130,000円
危険作業手当	右記業務従事職員	地上、地下10m以上の足場の不安定な危険な箇所等における工事監督及び検査等業務	日額 350円
夜間看護手当	八幡病院助産師、看護師及び准看護師	深夜における看護等業務	1回4時間以上 2,200円 1回4時間未満 1,600円
食料手当	定期航路事業所船員	定期船乗船業務	1食 450円
収集業務手当	環境衛生課職員	し尿又はごみ収集業務	日額 300円
清掃業務手当	土木課職員	下水溝清掃業務	日額 300円
特殊自動車業務手当	土木課及び平田総合支所建設産業課職員	特殊自動車（ブルドーザ、グレーダー及びシンドロー）運転業務	日額 270円

(カ) 職員の給与の水準

ラスパイレス指数（行政職給料表適用職員を対象）

平成21年（見込み）	平成20年
95.6	95.4

※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(8) 特別職の報酬等の状況 (平成21年4月1日現在)

区	分	給料月額
給料	市長	940,000円
	副市長	750,000円
	水道事業管理者	595,000円
	監査委員	545,000円
	教育長	630,000円
議員報酬	議長	535,000円
	副議長	480,000円
	議員	450,000円

区	分	支給割合	
期末手当	市長	6月期	1.525 月分
	副市長	12月期	1.625 月分
	水道事業管理者		
	監査委員		
	教育長		
		計	3.15 月分
	議長	6月期	1.525 月分
	副議長	12月期	1.625 月分
	議員		
		計	3.15 月分

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (平成21年4月1日現在)

(1) 一般職員の勤務時間の状況

一週間の正規の勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	休息時間	1日の勤務時間
40時間	8:30	17:15	12:15～13:00	12:00～12:15 15:00～15:15	8時間

(2) 休暇の状況

種 類		取得可能日数	
年次有給休暇		1年につき20日(未取得日数分は20日を上限に、翌年度に限り繰越可能)	
病 気 休 暇	公務上又は通勤時の負傷又は疾病	必要と認められる期間	
	結核性疾患	1年以内で必要と認められる期間	
	任命権者が特に必要と認める疾病(成人病等)	180日以内で必要と認められる期間	
	上記以外の負傷又は疾病	90日以内で必要と認められる期間	
(有給)	病気休職・休暇からの復職後も通常勤務が困難な場合	60日以内で必要と認める期間中1日につき必要と認められる期間	
特 別 休 暇	公民権行使	必要と認められる期間	
	裁判員、証人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間	
	骨髄移植ドナー登録・提供	必要と認められる期間	
	ボランティア	1年につき5日以内の期間	
	結婚	7日以内	
	出産(産前)	8週間以内で出産の日まで申し出た期間	
	出産(産後)	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	
	生後1年に達しない子の育児時間	1日2回それぞれ30分以内	
	生理	必要と認められる期間	
	妊娠職員の母体・胎児保護のための休息及び補食	必要と認められる期間	
	妊産婦法定検査	必要と認められる期間	
	妊娠職員の母体・胎児保護のための通勤緩和	出勤又は退勤時につき1日を通じて1時間以内	
	妻の出産	2日以内	
	男性の育児参加時間	妻の出産予定日の6週間前から出産後8週間までの間で5日以内	
	子の看護	1年につき5日以内の期間	
	忌引	親族に応じた日数(1日～10日)	
	父母等の追悼	1日以内の期間	
	夏季休暇	7月～9月の間の5日以内	
	感染症による交通遮断等	必要と認められる期間	
	災害等による住居の滅失又は損壊(おそれ)	15日(おそれがある場合は3日)以内の期間	
	(有給)	災害等による通勤困難	必要と認められる期間
	(有給)	災害等による通勤途上の身体危険回避	必要と認められる期間
	組合休暇(無給)		必要と認められる期間
	介護休暇(無給)		6月以内で必要と認められる期間

(3) 休業制度等の状況

(ア) 育児休業制度等

種 類	取得可能日数
育児休業（無給）	当該子が3歳に達する日まで
部分休業（無給）	当該子が小学校就学の始期に達するまでの間、1日を通じて2時間以内
育児短時間勤務 （勤務時間に応じて給料支給）	当該子が小学校就学の始期に達するまでの間、1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となる時間帯の中から選択

(イ) 修学部分休業制度（無給）

大学等に修学するため、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる場合に承認により取得できる部分休業制度

<ul style="list-style-type: none"> ・取得期間 2年以内 ・対象となる教育施設 学校教育法に規定する大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校等
--

(ウ) 高齢者部分休業制度（無給）

公務の運営に支障がなく、加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事などの地域貢献等のために承認により取得できる部分休業制度

<ul style="list-style-type: none"> ・取得期間 定年退職日前からの5年以内（55歳を迎える年度の翌年度から）
--

(エ) 自己啓発等休業制度（無給）

在職期間が2年以上である職員が、大学等課程の履修又は国際貢献活動のため、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる場合に、勤務成績等を考慮された上で、承認により取得できる部分休業制度

<ul style="list-style-type: none"> ・取得期間 大学等課程の履修は2年以内、国際貢献活動は3年以内 ・対象となる教育施設 学校教育法に規定する大学、専攻科及び大学院や外国の大学等 ・対象となる奉仕活動 独立行政法人国際協力機構が行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動等

(4) 休暇等の取得の状況

(ア) 年次有給休暇（1人当たりの平均取得日数）

平成20年	平成19年
9.2 日	9.5 日

※ 市長部局の非現業職員（以下同じ。）の平均取得日数です。

(イ) 育児休業

		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	平成20年度	1 名	0 名	0 名
	平成19年度	1 名	0 名	0 名
女性職員	平成20年度	23 名	1 名	2 名
	平成19年度	21 名	0 名	0 名
合 計		24 名	1 名	2 名
		22 名	0 名	0 名

※ 各年度に新たに取得した職員数です。

4 職員の分限及び懲戒の処分の状況

(1) 分限処分者数

降任	免職	休職	降給
—	—	1	—

※ 平成20年度中に発令したものです。

- ※ 降任 — 現在の職位よりも下位の職位に下げる処分
- 免職 — 職員としての身分を失わせる処分（退職手当支給）
- 休職 — 一定期間職務に従事させない処分（一部給与支給）
- 降給 — 現在の給料の額よりも低い額に下げる処分

(2) 懲戒処分者数

戒告	減給	停職	免職
2	—	1	—

※ 平成20年度中に発令したものです。

- ※ 戒告 — 職員の義務違反の責任を確認するとともに、矯正を求め将来を戒める処分
- 減給 — 一定期間、現在の給料の額から一定割合を減額する処分
- 停職 — 一定期間職務に従事させない処分（無給）
- 免職 — 職員としての身分を失わせる処分（退職手当不支給）

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除

職員には、地方公務員法の規定により、法律その他条例に特別な定めがある場合を除き、勤務時間中、職務に専念する義務が課せられています。例外的に、職務専念義務が免除される場合には、次のような場合があります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・研修を受ける場合・厚生に関する計画の実施に参加する場合（山形県市町村職員共済組合事業） |
|---|

(2) 営利企業等従事の許可

職員は、地方公務員法の規定により、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等への就任、自ら営利企業を営むこと及び報酬を得て事業に従事することは禁止されています。

(ア) 許可の基準

次のいずれかに該当する場合を除き、かつ、地方公務員法の精神に反しないと認められる場合に限り許可することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合・職員が勤務する機関又は職員が占めている職と兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、またその発生のおそれがある場合・上記のほか、全体の奉仕者たる公務員として適当でないと認められる場合 |
|--|

(イ) 主な許可状況

(平成20年度)

- ・酒田市消防団員
- ・公益事業を営む社団法人の役員（理事）
- ・行政情報紙の原稿執筆
- ・介護技術講習会講師
- ・全国労働者共済生活協同組合山形県本部役員（理事）
- ・全国商業高等学校協会主催各種検定試験業務（中央高）

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況 (平成20年度)

研修体系	研修目的	研修内容・派遣機関	受講延人数
基本研修 (階層別研修)	階層に応じて職務遂行に必要な知識、技能、姿勢を修得するものです。	新規採用職員研修	17
		一般研修(初級・中級・上級)	97
		役付(主任～主査級)職員研修	165
		課長補佐級職員研修	12
		課長級職員研修	7
特別研修	職階に関係なく職員に必要な知識、技能を修得するものです。	応急手当(除細動器操作含む)研修	56
		管理職研修「グローバル経済社会における地域経済活性化の道」	83
		管理職研修「メンタルヘルス研修会」	50
		全職員研修「交通安全研修会」	769
		管理監督者研修「評価者研修」	91
		自己啓発研修「NPOや国から見た自治体行政」	24
		パソコン研修(情報企画課所管)	23
		eラーニングによる情報セキュリティ研修(情報企画課所管)	46
派遣研修	専門の研修機関や団体に派遣して、より高度な知識や技術を習得するものです。	自治大学校(第2部・第3部課程) ※事後研修含む	3
		市町村職員中央研修所	10
		東北自治研修所	1
		山形県市町村職員研修所	24
		庄内広域行政組合	53
		東北公益文科大学大学院修学研修	1
		東北公益文科大学大学院公開講座	1
		国際文化アカデミー	1
		全国市長会「人事管理研修」	1
その他研修	日々雇用職員としての心構えと接遇について学ぶものです。	日々雇用職員研修	24
合 計			1,559

(2) 勤務評定の状況 (平成20年度)

(ア) 昇給の場合

毎年1月1日現在において、原則として各職員の前1年間の勤務成績を判定し、その結果、昇給を決定しています。

(イ) 昇格の場合

昇任の時期または昇格基準を満たした時期に、各職員の当該職務の級に在級している全期間の勤務成績を判定し、その結果、昇格を決定しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の保健事業及び福利厚生事業の概要

(注) 共済組合は山形県市町村職員共済組合、互助会は山形県市町村職員互助会のことです。
酒田市には市独自の職員互助組織はありません。

(ア) 保健事業の概要

(平成20年度)

事業名	事業概要	実施主体
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ●定期健康診断 身体計測・血圧・尿一般・聴力・眼底・心電図・聴打診・血液一般・肝機能・脂質・腎機能・胸部X線 ●生活習慣病検診 胃がん検診(40歳以上の職員・30歳以上39歳未満の希望者) 大腸がん検診(40歳以上の職員) 肺がん(喀痰)検診(40歳以上の希望者) 前立腺がん検診(50歳以上の希望者) 婦人科検診(乳がん検診・30歳以上の希望者) 婦人科検診(子宮がん検診・18歳以上の希望者) 	市 市 市 市 共済組合 共済組合
人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> ●優先型(退職予定の希望する職員)1泊2日 ●希望型(40歳以上の希望する職員から抽選による)1泊2日 	共済組合 共済組合
脳ドック	<ul style="list-style-type: none"> ●希望型(40歳以上の希望する職員から抽選による)1日 	共済組合
健康・メンタルヘルス相談対策	<ul style="list-style-type: none"> ●健康相談(産業医による相談)随時 ●メンタルヘルス相談(電話相談)随時 ●ファミリー健康相談(電話相談)随時 ●メンタルヘルス研修(課長等管理職、担当者向け)年1回 	市 共済組合 共済組合 共済組合

(イ) 給付事業の概要(主なもの)

事項	共済組合	互助会
職員の死亡	<ul style="list-style-type: none"> ●埋葬料 ●遺族共済年金(遺族に支給) 	●弔慰金
職員の障害	<ul style="list-style-type: none"> ●障害共済年金(退職後支給) 	
職員の傷病	1. 医療機関に支払うもの <ul style="list-style-type: none"> ●法定給付の額 2. 職員に支給するもの <ul style="list-style-type: none"> ●高額療養費 ●移送費 ●一部負担金払戻金 	●一部負担金補助金 ●入院見舞金
職員の出産	<ul style="list-style-type: none"> ●出産費 	●妊産婦検診費用助成金
職員の休業	<ul style="list-style-type: none"> ●出産手当金 ●介護休業手当金 ●傷病手当金 ●育児休業手当金 	
職員の災害	<ul style="list-style-type: none"> ●災害見舞金 ●弔慰金(災害による死亡時) 	●災害見舞金
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●施設利用助成金 	●結婚祝い金

(ウ) 貸付事業の概要(主なもの)

貸付の種類	貸付限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	最高1,800万円(組合員期間に応じた限度額)	2.46%	共済組合
在宅介護対応住宅貸付	最高300万円	2.20%	共済組合
特別貸付 (医療・入学・修学・結婚・葬祭)	医療貸付 - 給料月額6倍で100万円まで 修学貸付 - 1月10万円で12月分×修業年限 その他- 給料月額6倍で200万円まで	2.46%	共済組合
普通貸付 (物品等の購入)	給料月額6倍で200万円まで	2.46%	共済組合
災害貸付(新規)	最高1,800万円(組合員期間に応じた限度額)	2.05%	共済組合
災害貸付(再貸付)	住宅貸付か災害貸付を受けている場合で貸付限度額の2倍を限度とし最低補償額は組合員期間による 最高1,900万円	2.05%	共済組合
高額医療貸付	高額療養費相当額	0.00%	共済組合
出産貸付	一律35万円	0.00%	共済組合

※ 貸付利率は、平成20年4月1日現在

(2) 公務災害の発生状況

		認定件数			不認定件数
		負傷	疾病	認定計	
公務災害	平成19年度	6	0	6	0
	平成20年度	5	0	5	0
通勤災害	平成19年度	2	0	2	0
	平成20年度	1	0	1	0

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものです。

酒田市では、本事務を山形県人事委員会に委託しています。

平成19年度末 係属件数	平成20年度中 要求件数	平成20年度中処理件数		平成20年度末 係属件数
		却下	判定	
0	0	0	0	0

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行うものです。

酒田市では、本事務を山形県人事委員会に委託しています。

平成19年度末 係属件数	平成20年度中 申立件数	平成20年度中処理件数		平成20年度末 係属件数
		却下	判定	
0	0	0	0	0

8 職員団体等の状況

(1) 職員団体等の組織状況

職員が、その勤務条件の維持改善などを図ることを目的として、地方公務員法などにに基づき、以下のとおり職員団体等を組織しています。

- ・酒田市職員労働組合
- ・酒田市水道労働組合

(2) 在籍専従の許可状況

在籍専従とは、地方公務員法などにに基づき、任命権者の許可を受けて、職員団体等の業務に専ら従事することができる制度です。許可されている間は、いかなる給与も支給されません。

	酒田市職員労働組合
平成20年度許可人数	1 名
平成19年度許可人数	1 名